

城崎そぞろ歩きニュース

2021年2月

～安心・安全にそぞろ歩きができるまちづくり～

発行：城崎温泉交通環境改善協議会 会長：西村総一郎、検討部会長：富田健太郎

事務局・お問い合わせ先：豊岡市都市整備部建設課（縄手、山崎）Tel. 0796-29-0010

交通環境の改善のための「そぞろ歩きルール」と「桃島バイパスを活用した交通施策」に関する城崎温泉事業者の連絡会議を開催しました。

2021年1月25日、城崎温泉の事業者約40人が参加し、「そぞろ歩きルール」と「桃島バイパスを活用した交通施策」の取り組み状況や課題などについて意見交換を行い、今後の進め方を確認しました。



そぞろ歩きルールについて

- ・各事業者の取り組み事例が紹介されるなど、少しずつ地域の生活に浸透しています。
- ・今後も、各組合などを通じて連携していただくよう、皆様のご協力をお願いします。

取り組み事例

- <卸業>・ルールに合わせ、配達時間は15時までになることを取引先に周知している。
- <物産店>・午前中に多く仕入れることで、夕方の仕入れを無くしている。

主な意見

- ・お客様の要望により、15時～18時に配達を行う（または依頼する）ことがある。その際は配達せざるを得ないが、可能な限りルールに対応したい。
- ・後日配送などの仕組みがあれば、ルールの取組をさらに進めることができる。
- ・組合として、ルールの周知は未だ充分ではない。今後、取組を進めたい。

皆様にご協力いただきたいこと

- ① 荷捌き、集配等の業務時間の調整
- ② 車を使用する時間帯の配慮
- ③ 町内駐車場を活用し、路上駐車を削減することへの配慮
- ④ 駐停車や走行速度などの交通マナーについて、従業員の方々も含めた再認識

そぞろ歩きルールの概要図



ルールの内容（2020年12月1日から実施中）

- ① 15時～18時の間、湯の里通り、南北柳通り、駅通りでの
 - ・駐停車を控える
 - ・車の使用を控える
- ② 町内駐車場を活用する
 - ・路上駐車は控え、駐車場を活用する
- ③ 交通違反をしない
 - ・見通しの悪い場所や、長時間の駐停車をしない
 - ・反対（右側）駐車をしない
 - ・走行速度を守る（温泉街は30km/h以下）

桃島バイパスを活用した交通施策について

- ・湯の里通りの一方通行化に伴う「一の湯前の安全対策」「歩行者帯の表示」「案内標識の設置」などの安全対策について、今後も意見収集をしながら検討を進めます。

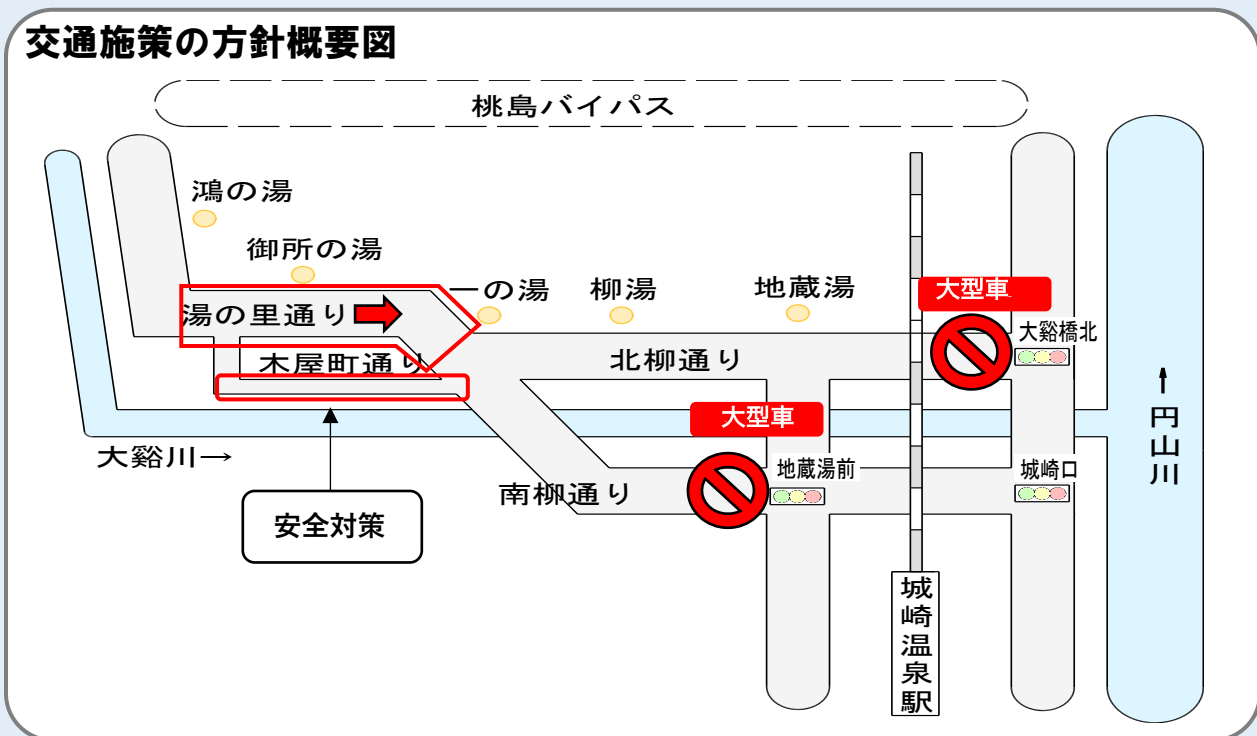
主な意見

- ・一方通行は住民の意思によるもので、理解は得られると思う。
- ・一方通行に伴い、案内標識等による一の湯前の安全対策を検討する必要がある。
- ・一方通行の「東行き」「西行き」の方向については、決定された方向に従い協力したい。
- ・安全対策などは生活している人の意見をバランス良く吸い上げてほしい。
- ・歩行者と車の接触事故を減らすため、南北柳通りの一方通行化も検討すべきでは。

交通施策の方針

- ① 湯の里通り「東行き」一方通行
- ② 地蔵湯前と大谿橋北から「西行き」大型車通行禁止
- ③ 木屋町通りの安全対策

交通施策の方針概要図



＜今後の進め方＞

- ・令和2年度中に「城崎温泉交通環境改善計画」を策定します。
- ・桃島バイパスの活用方法については、温泉街全体が「安全で使いやすい道路」になるよう、今後も継続して検討を行います。

「そぞろ歩きルール」「桃島バイパスを活用した交通施策」などについて、ご不明な点やご意見がありましたら、お気軽に協議会事務局または城崎振興局へお問い合わせください。

【事務局】 豊岡市役所都市整備部建設課（担当：山崎、中島）
[FAX : 0796-24-8245、TEL : 0796-29-0010]
[E-mail : hiromi-yamazaki@city.toyooka.lg.jp]
城崎振興局 地域振興課（担当：橋本）
[TEL : 0796-21-9065]